

さいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱

制 定 平成26年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定による特定教育・保育施設等の利用に関し、必要な事項を定めることとする。

(保育施設の利用の申込み)

第2条 法第19条第1項第2号、第3号に該当し、教育・保育給付認定を受けた保護者のうち、特定保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する保護者（以下「利用希望保護者」という。）は、福祉事務所長に対し、保育施設利用申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。なお、法第20条第1項の規定による認定の申請により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第2条第2項各号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認めた書類

2 福祉事務所長は、前項各号の審査に必要な書類について保護者から提出を求め、必要に応じ、面接及び実地調査等を行うことができる。

(利用調整)

第3条 福祉事務所長は、前条の規定に基づき利用希望保護者から利用申込みのあった児童（以下「申込み児童」という。）が、保育施設の定員を超える申込みがある等の理由により、申込み児童について全員同時に利用のあっせんをできない場合は、利用調整を行うため利用調整会議を開催するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用調整を行う場合には、別表に掲げる「保育施設利用調整基準表」に基づき、保育の必要性が高い申込み児童から順に利用のあっせんを行うものとする。

3 利用調整会議は以下の者をもって構成する。

(1) 区支援課長

(2) 区支援課児童福祉係長

(3) 区支援課児童福祉係員

(4) その他、福祉事務所長が必要と認める職員

4 利用調整に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定めるものとする。

(利用のあっせん等)

第4条 福祉事務所長は、前条の利用調整により利用のあっせんを行うときは、特定教育・保育施設等利用内定通知書（様式第2号）により、また、利用のあっせんが行えなかったときは特定教育・保育施設等利用調整結果決定通知書（様式第3号）により利用希望保護者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、特定教育・保育施設等への利用のあっせんを行ったときは、当該児童の保育の利用内容を児童台帳（様式第4号）により記録しておくものとする。

(特定教育・保育施設等の利用期間)

第5条 特定教育・保育施設等の利用期間は、府令第8条各号に規定する教育・保育給付認定の有効期間とする。

(利用の解除)

第6条 福祉事務所長は前条の利用期間内において、特定教育・保育施設等のうち、認可保育所を利用している児童の保護者が次の各号に該当するときは、利用の解除を行う。

(1) 転出したとき。

(2) 府令第1条の5各号及びさいたま市子ども・子育て支援法施行細則第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 保護者より利用停止の申し出があったとき。

(4) その他、特定教育・保育施設等の利用の継続が不相当であると認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により認可保育所の利用を解除するときは、あらかじめ、保護者に対し、当該解除の理由を説明し、利用の解除をしたときは、特定教育・保育施設等利用解除決定通知書（様式第5号）により、速やかに当該保護者に通知しなければならない。

3 特定教育・保育施設等のうち、認可保育所以外を利用している児童の保護者が第1項各号に該当するときは、特定教育・保育施設等と締結する契約に基づき、利用施設から保護者に対し当該解除の理由を説明し、利用の解除を通知しなければならない。

(保育の必要量の認定)

第7条 府令第4条第2項に掲げる事由に該当する区分は以下のとおり定める。

(1) 府令第1条の5第3号に掲げる事由に該当する場合は、1か月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）とする。

(2) 府令第1条の5第6号及び第9号に掲げる事由に該当する場合は、1か月当たり200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）とする。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第8条 府令第8条各号に規定する市町村が定める期間は以下のとおりとする。

- (1) 府令第8条第4号ロ及び第10号ロに規定する市町村が定める期間は、2か月間とする。
- (2) 府令第8条第6号及び第12号に規定する市町村が定める期間は、保護者の状況並びに地域における保育利用の実情を勘案して児童福祉の観点から必要があると市長が認める期間とする。
- (3) 府令第8条第7号に規定する市町村が定める期間は、当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間とする。
- (4) 府令第8条第13号に規定する市町村が定める期間は、当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日までの期間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第1号(第2条関係)の規定は、利用開始希望月が平成28年4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成27年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第3号(第4条関係)の規定は、利用開始希望月が平成29年

4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成28年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第1号(第2条関係)の規定は、利用開始希望月が平成30年4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成29年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第1号(第2条関係)の規定は、利用開始希望月が平成31年4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成30年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)の規定は、利用開始希望月が令和2年4月以降の利用申込みに係る利用調整について適用するものとし、令和元年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表（第3条関係）及び様式第1号（第2条関係）の規定は、利用開始希望月が令和3年4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、令和2年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表（第3条関係）の規定は、利用開始希望月が令和4年4月以降の利用申込みに係る利用調整について適用するものとし、令和3年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年8月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表（第3条関係）の規定（調整指数2（加算状況）における転園の区分に係る部分を除く。）は、この要綱の施行の日以降に行われる利用調整について適用し、同日前に行われる利用調整については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表（第3条関係）の規定（調整指数2（加算状況）における転園の区分に係る部分に限る。）は、利用開始希望月が令和5年4月以降の利用申込みに係る利用調整について適用するものとし、利用開始希望月が同月前の利用申込みに係る利用調整については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表（第3条関係）の規定は、利用開始希望月が令和5年4月以降の利用申込みに係る利用調整について適用するものとし、利用開始希望月が同月前の利用申込みに係る利用調整については、なお従前の例による。